

## 入札保証金・契約保証金について

### 1 入札保証金について

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記(6)により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）に納付しなければならない。

#### (1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。なお、開札執行において、入札額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5の額が入札保証金の額に満たない場合は、その入札書を無効とする。

（有効要件 入札額×110%×5% ≤ 入札保証金額）

また、単価契約においては、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を見積もった契約希望金額とする。

#### (2) 入札保証金の納付

入札参加者等が、入札保証金を納付する場合には、次の方法により納付する。

病院機構が発行する納付書兼領収書（3枚綴り）により、入札保証金相当額（前記(1)の額）を病院機構の取引金融機関に払い込む。この場合には、当該納付書兼領収書の写しを入札書提出期限までに、本件入札を執行する担当窓口（以下「担当窓口」という。）に提出すること。

#### (3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の入札保証金は以下の種類及び価値の担保に代えることができる。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

#### (4) 担保の提供

入札参加者等は、前記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、有価証券等の原本を入札書提出期限までに担当窓口提出すること。

なお、預かり時に当該担保と引換えに預り証を交付する。

#### (5) 入札終了後の入札保証金

ア 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときは、非落札者の入札保証金等を還付するものとし、非落札者は次のいずれかの方法により入札保証金等の還付を請求する。

(ア) 前記(2)により納付した場合は、**入札(契約)保証金還付請求書(様式第7号)**に納付書兼領収書の写しを添付し、担当窓口へ提出する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証に領収の旨を付記し、記名押印して担当窓口へ提出する。

エ 落札者に係る入札保証金等は、落札者が納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、病院機構に帰属する。

#### (6) 入札保証金の免除

地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程(以下「事務取扱規程」という。)第6条の規定に基づき、以下のアからウに該当する場合は、入札保証金の納付の免除することができる。免除を希望する場合は、**入札保証金免除申請書(様式第3号)**に以下に掲げる書類を添えて、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに担当窓口へ提出すること。(提出方法は一般競争入札参加資格申請書の提出方法に準ずる。また、申請書の押印は省略できる。)

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、保険証書(原本)を提出する。

イ 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合は、予約を証する書類を提出する。

ウ 事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格を有する者で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含めて過去5年以内に2回以上全て誠実に履行した実績を有する場合は、**契約の履行について(様式第8号)**に次の2点を添えて提出する。

① 契約書のコピー

② 履行を証する書類【契約の相手方が発行した契約履行証明書(コピー可)、契約の相手方が作成した完了検査調書のコピー、振込金額や相手方が記された部分の通帳のコピー、等】

#### 【補足】

(ア) ①は、種類及び規模をほぼ同じくする契約であること。なお、契約の相手方は、国及び地方公共団体の他、国立大学法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及びその他の法人が運営する医療機関を対象とする。

(イ) 契約の相手方が埼玉県立がんセンター病院長の場合は様式第8号及び①並びに②を省略することができる。

(ウ) 「誠実に履行した実績」とは、相手方の履行検査に合格した契約であり、契約期間中のものはこれに該当しない。ただし、長期継続契約で契約期間中の場合は、前年度までの契約履行実績を有効とする。また、同一契約で複数年度の実績がある場合は、年度単位に1件として差し支えないものとする。

## 2 契約保証金について

契約の相手方は、後記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

### (1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

（有効要件 契約額（税込）×10%≦契約保証金額）

なお、単価契約における契約金額とは、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

### (2) 契約保証金の納付等

契約保証金の納付、契約保証金に代える担保の種類及び価値、担保の提供については、それぞれ、前記「1 入札保証金について」の(2)、(3)、(4)に準ずる。

なお、納付または担保提供に係る期限について、「入札書提出期限まで」の記載を「この公告に関する問合せ先担当者が別途指定する期限まで」に読み替えるものとする。

### (3) 契約完了後の契約保証金

ア 病院機構は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき又はその他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して次のいずれかの方法により契約保証金等を還付する。

(ア) 病院機構が発行する納付書兼領収書（3枚綴り）により納付した場合には、納付書兼領収書の写しを添付した入札（契約）保証金還付請求書（様式第7号）の提出により契約保証金を還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証（領収の旨を付記し、記名押印したもの）の提出によりこれを還付する。

イ 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

### (4) 契約保証金の免除

事務取扱規定第26条第2項の規定に基づき、前記1の(6)アからウに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

免除を希望する場合は、契約保証金免除申請書（様式第9号）を担当窓口に提出すること。なお、提出時に前記1の(6)アからウに規定する書類を添付すること。（契約書のコピー及び履行を証する書類が、入札保証金免除の申請書類と同一であっても再度提出すること。）